

地域再生エリアマネジメント負担金制度について

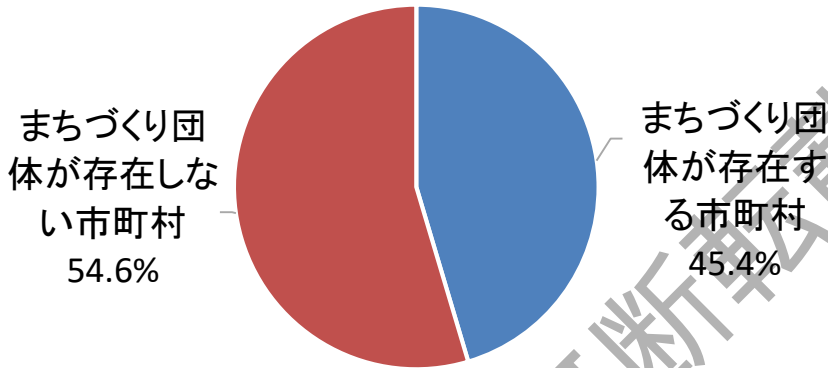
平成30年11月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

制度創設の背景（エリアマネジメント活動の広がり）

- 近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大しており、全国の約半数の市町村において民間のまちづくり団体が活動している。
- エリアマネジメント活動の内容は多岐にわたるが、その中には賑わいの創出等を通じて地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現に寄与する活動もあり、こうした活動を促進していくことが必要。

【まちづくり団体が存在する市町村の割合】



※国土交通省都市局が、平成28年3月に全国1,741市町村に対して実施したアンケート調査による。

【エリアマネジメント団体の主な活動内容】

※3つ以内の複数回答

選択肢	割合
イベント、アクティビティ	55.1%
防災・防犯、環境維持	36.2%
まちづくりルール等	30.5%
情報発信	26.8%
公共施設・公共空間の整備・管理	25.1%
民間施設の公的利活用による地域の魅力・価値、利便の増進	10.6%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

制度創設の背景（エリアマネジメント団体における財政面の課題）

- エリアマネジメント団体の収入源としては、自治体からの補助金・委託金、会員等からの会費、イベントの開催等による自主財源、が挙げられる。
- しかしながら、約3分の1のエリアマネジメント団体が、財源不足を課題として認識しており、エリアマネジメント活動を促進する上では、財源の安定的な確保を図る必要がある。

【エリアマネジメント団体の主な収入源】 ※複数回答

選択肢	割合
自治体からの補助金、委託金等	56.1%
会員や地権者等からの会費その他の出捐金	40.6%
団体の自主財源（イベントなど）	36.6%
寄付金	7.5%
その他	9.1%

【エリアマネジメント団体が直面している主な課題】

選択肢	割合
人材面の課題（エリマネを担う人材の不足等）	42.7%
財政面の課題（財源の不足、収入源の限定等）	33.5%
認知面の課題（地域への認知不足）	8.8%
制度面の課題（許認可手続等の負担）	6.1%
その他	9.0%

※京都大学経営管理大学院・国土交通省都市局まちづくり推進課・和歌山大学経済学部のアンケート調査（平成27年7月）による。調査対象は、都市再生整備計画を策定済みの市区町村のうち、都市再生推進法人がエリアマネジメントを実施している地区等を有する市区町村（計826市区町村、1524地区）。

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会

検討会の目的

地域における良好な環境の形成、地域の価値の維持・向上、地域の稼ぐ力を高めるための官民連携したエリアマネジメント活動等について、その役割や課題を整理するとともに、BID(Business Improvement District)やTID(Tourism Improvement District)を含む海外の先進事例や国内の取組事例から示唆を得つつ、我が国におけるエリアマネジメントの推進方策について検討を行う。

検討体制

構成員：伊藤達也 内閣府大臣補佐官

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局

参加省庁：国土交通省・経済産業省・総務省

意見聴取を行った有識者・地方公共団体関係者：

青山 公三 龍谷大学政策学研究科教授、京都府立大学京都政策研究センター長

柏木 宏 大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

小林 重敬 横浜国立大学名誉教授

坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授

御手洗 潤 京都大学経営管理大学院特定教授

田中 義人 倶知安町議会議員

寺本 譲 大阪市都市計画局開発調整部長

スケジュール

平成28年3月から6月にかけて、計4回検討会を開催

⇒平成28年6月30日に中間とりまとめ

「中間とりまとめ」とそれ以降の検討

日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策に関する検討会 中間とりまとめ(平成28年6月30日)

- ① 定量的な目標の設定(KPI)及び効果の「見える化」の推進
- ② **関係者の合意形成の促進、合意の継続性の確保**
 - ・ハードとともにプロモーション等のソフトの取組みについて、関係者が協定等により内容、費用負担等について合意し、合意形成後に関係者が変動した場合も合意の継続性を確保しつつ、合意に基づき費用を負担する等の仕組みについて検討する。
- ③ **公共性、公益性が高い活動に対する公的関与、費用徴収**
 - ・公共性、公益性が高いエリアマネジメント活動について、行政の認定、行政計画への記載等公的な位置付けを付与し、それを支援する仕組みについて検討する。
 - ・地方自治法の分担金制度については、同法の趣旨に合致するものであれば地方公共団体の判断により、ソフトの取組みも含めエリアマネジメントに要する費用を分担金として徴収することが可能であることを明確化する。
- ④ 公共空間等の利活用による財源の確保
- ⑤ エリアマネジメント団体への資金提供の促進
- ⑥ 地方創生カレッジ等による専門的な人材の育成・確保
- ⑦ 地方創生推進交付金等による先駆的な取組みへの支援
- ⑧ 官民の協議会の設置等による官民連携の推進

エリアマネジメント活動の財源確保策について、内閣官房・内閣府において検討を継続

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)

「中間とりまとめ」に基づき、フリーライダー(エリアマネジメント活動に対する会費を負担しないにもかかわらず、活動により利益を得ているもの)の出現防止によるエリアマネジメント団体の財源確保をはじめとした、エリアマネジメントの推進方策について必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

地域再生法の一部改正法案による地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設(平成30年2月6日閣議決定)

市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

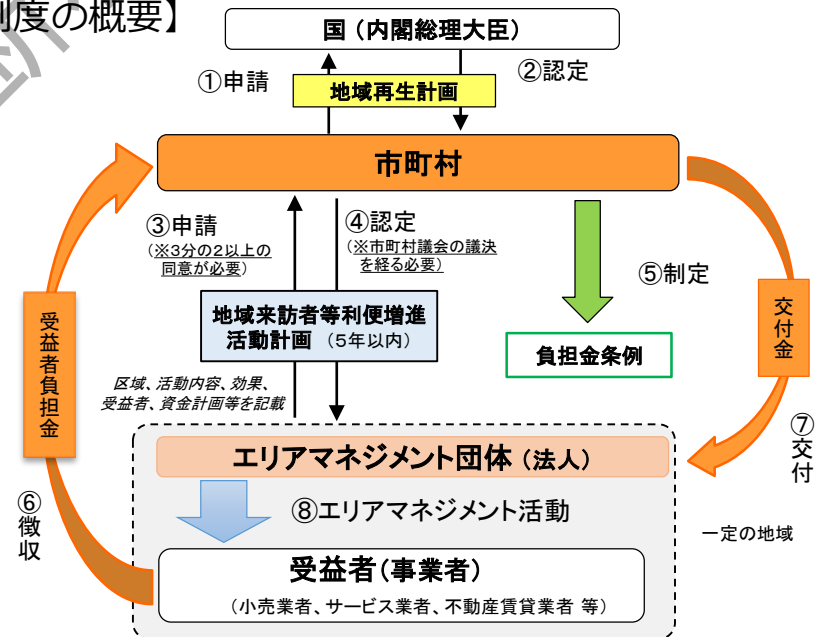


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（総論）

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

受益を定量的に金銭的価値として評価できることが必要

賑わいの創出等により事業者の事業機会の拡大や収益性の向上といった
経済効果が生じる活動(地域来訪者等利便増進活動)を対象

【条文：法第5条第4項第6号】

- ・・・地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの
（＝地域来訪者等利便増進活動）
- イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
- ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動（各論）

対象となる活動は、地域の実情に応じたケースバイケースとなるが、例えば以下のような活動は、一般的に、負担金制度の対象になりうると考えられる。

① 来訪者や滞在者の利便の増進に資する施設や設備の設置・管理に関する活動



サイクルポートの設置



オープンスペースの活用



巡回バスの運行

② 来訪者や滞在者の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動



情報発信



イベントの開催

③ ①②に関連して必要となる巡回警備、清掃活動など



イベント開催に伴う巡回警備



清掃活動

負担金の徴収の対象となる「事業者」

受益者負担金制度 = ある事業により利益を受ける者から、
その利益の限度において負担金を徴収する制度

徴収の対象となる事業者には
エリアマネ活動による受益があることが必要

・・・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者
又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う
事業者が集積している地域において・・・当該地域来訪者当利便増進活動により利
益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、・・・【法第5条第4項第6号】

【対象として主に想定される事業者の例】

① 小売・サービス事業者⇒徴収対象

(理由)来訪者等の増加で事業機会が拡大し、売上の増加が期待できるため

② 不動産貸付事業者⇒徴収対象

(理由)テナントの売上高の増加により貸付を行っている不動産の賃料の上昇が期待できるため

※どのような事業者から負担金を徴収するかは、エリアマネジメント団体が地域の事業者の同意を得ながら
作成する計画の内容によって決まってくるため一概には言えない

エリマネ負担金制度における実施主体

- エリマネ負担金制度では、エリマネ団体は、負担金を徴収した市町村から交付金の交付を受け、その交付金に基づき、エリマネ活動を行うこととなる。このため、交付金を適正に管理、執行する体制を整えるとともに、エリマネ団体内の責任関係等が明確であることが必要。
- そこで、エリマネ負担金制度では、その実施主体を、法人格を有するエリマネ団体に限定することとした。

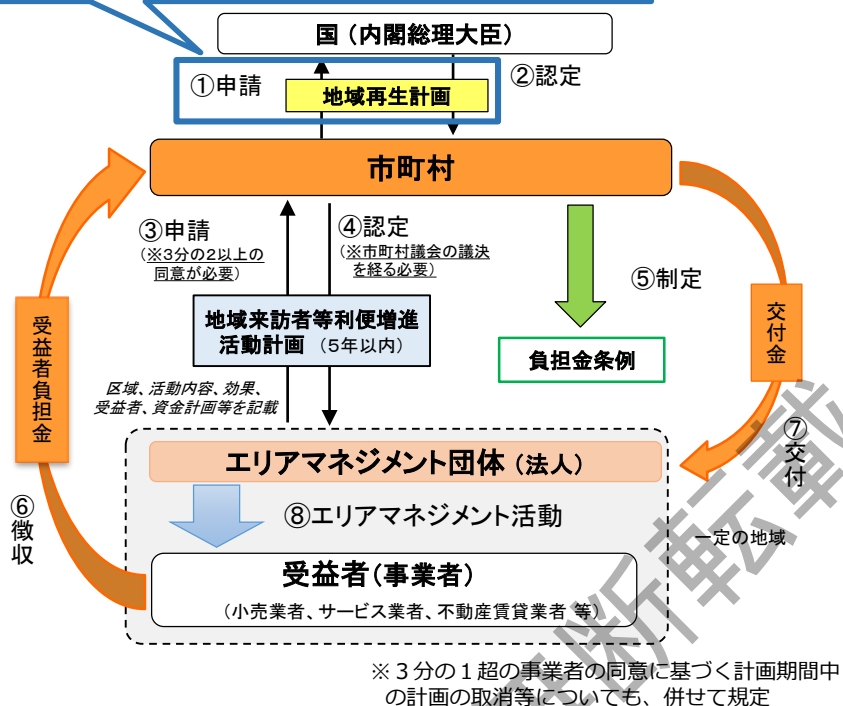
【実施主体】（地域再生法第5条第4項第6号）

- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・その他の営利を目的としない法人
- ・地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社

手続きの流れ①地域再生計画の作成

○地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したい市町村は、当該事項を記載した地域再生計画を作成し、国(内閣総理大臣)の認定を得る必要があります。

流れ①: 地域再生計画の作成



【地域再生計画の記載事項】

①必須記載事項

- 地域再生**計画の区域**【法第5条第2項第1号】
- 地域再生を図るために行う**事業**に関する事項【法第5条第2項第2号】
⇒受益事業者からの**負担金の徴収**及びエリアマネ団体への**交付金の交付に関する事項**を記載する必要【法第5条第4項第6号】
※この他、地域再生基本方針に基づく支援措置や、地域独自の取組(行政の一元的な窓口の設置、エリアマネ団体に対する助成や公共空間・公共空地の利活用促進策等)についても記載可能。
- 計画期間**【法第5条第2項第3号】

②努力記載事項

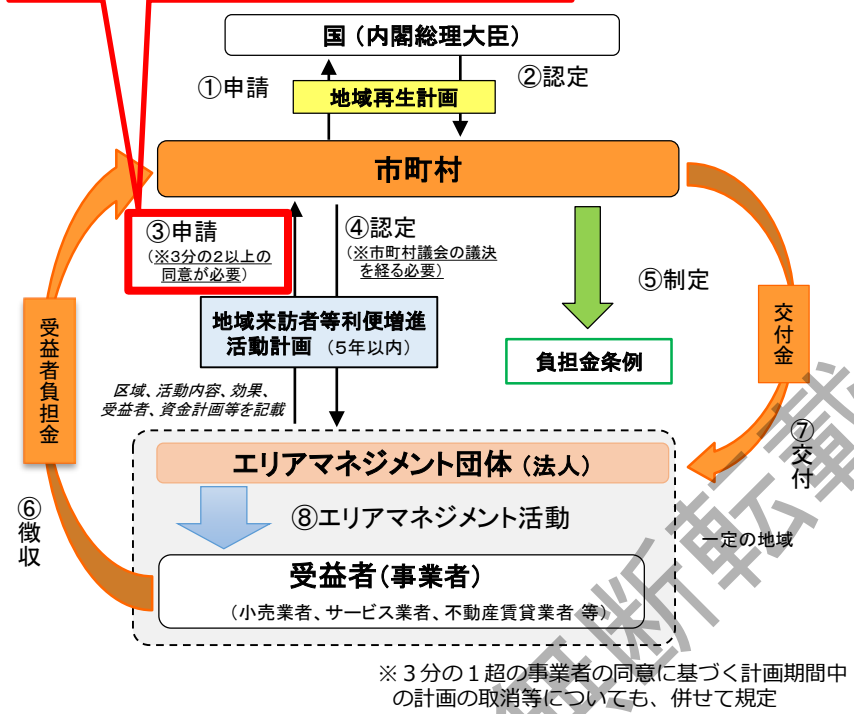
- 地域再生**計画の目標**【法第5条第3項第1号】
- 事業の実施による地域における**就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度**【府令第2条第1項第8号】

○エリアマネジメント団体から市町村に対し、地域再生**計画の作成の提案が可能**【法第5条第6項】
⇒エリアマネジメント団体の発意による**自主的なエリアマネジメント活動の一層の促進**

手続きの流れ②エリアマネジメント団体による活動計画の作成 エリアマネ団体

○地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用したいエリアマネジメント団体は、受益事業者の3分の2以上の同意(※)を得て、当該事項を記載した地域来訪者等利便増進活動計画(活動計画)を作成し、市町村長の認定を得る必要があります。

流れ②: 活動計画の作成



※総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

【地域来訪者等利便増進活動計画の記載事項等】

① 必須記載事項【法第17条の7第2項、府令第39・40条】

- 活動を実施する **区域**
 - 活動の **目標**
 - 活動の **内容**
 - 活動により事業者が**受けると見込まれる利益の内容及び程度**
 - 利益を受ける **事業者の範囲**
 - **計画期間** (5年を超えないものに限る。)
 - **資金計画**
 - エリマネ団体が行う地域来訪者等利便増進活動以外の **事業の概要、規模及び損益の状況**【府令第40条】
- ※資金計画は、収支予算を明らかにして定める必要有【府令第39条】

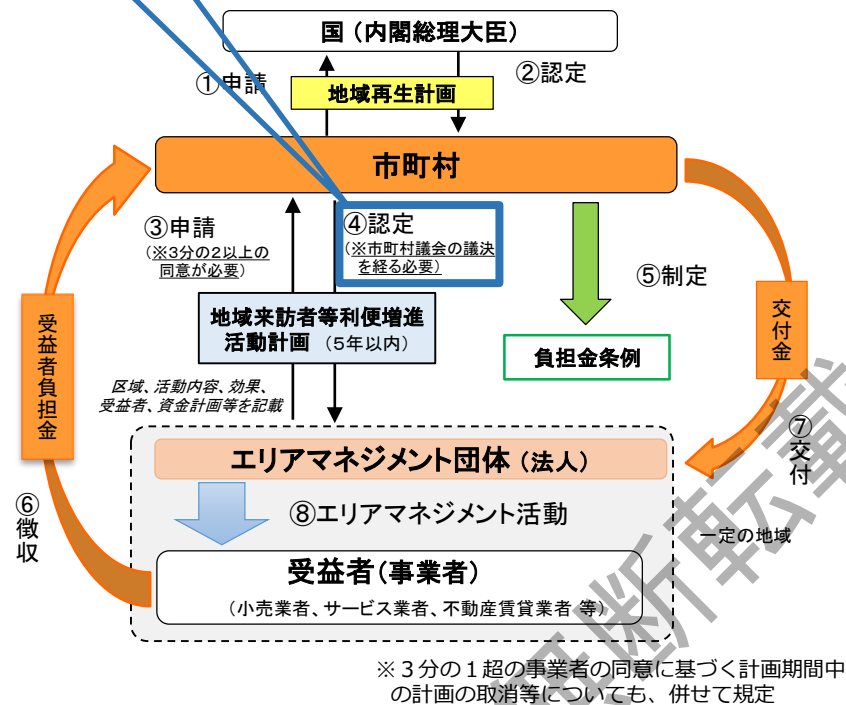
② 添付書類【府令第38条】

- **定款、登記事項証明書**
- **貸借対照表、損益計算書、財産目録**又はこれらに準ずるもの
- 法第17条の7第5項の **同意を得たことを証する書類**
- その他参考となる事項を記載した書類

手続きの流れ③市町村による計画の認定

○市町村長は、エリアマネジメント団体から提出された活動計画について、市町村議会の議決を経た上で、認定基準を満たすと認められる場合には、当該計画を認定するものとします。

流れ③：市町村による計画の認定



【地域来訪者等利便増進活動計画の認定等】

①認定基準【法第17条の7第8項】

- 認定地域再生計画に適合するものであること。
- 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び活動実施区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。
- 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

②認定に当たって行う手続【法第17条の7】

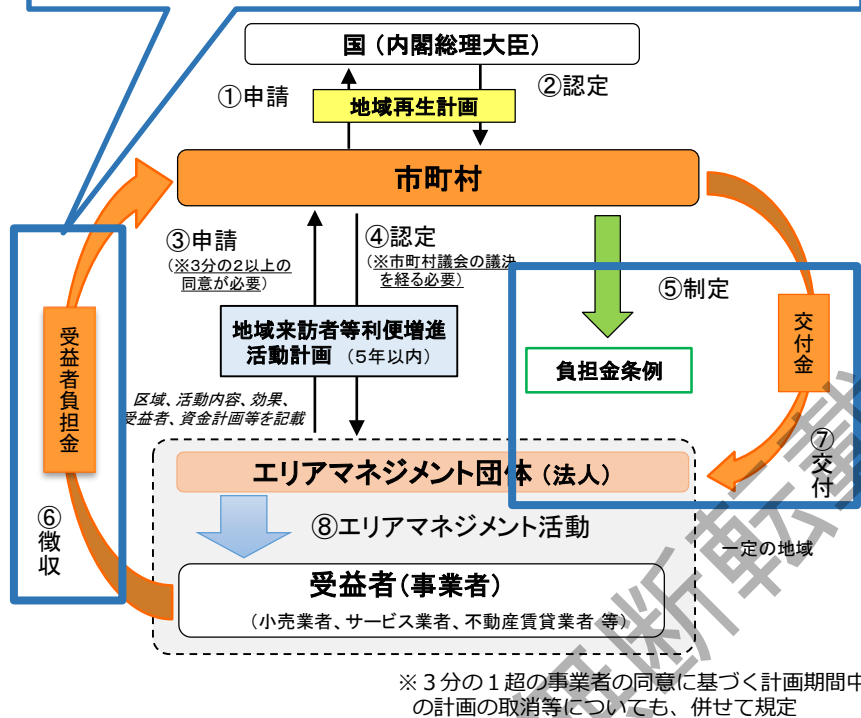
- 公告し、公告の日から1月間公衆の縦覧に供しなければならない【第6項】
- 認定市町村の議会の議決を経なければならない。【第9項】
- 計画を認定したときは、遅滞なく、公表しなければならない。【第12項】

※総受益事業者の3分の2以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の3分の2以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

手続きの流れ④市町村による負担金の徴収と交付金の交付

○市町村は、認定した活動計画に基づきエリマネ団体が実施する活動に必要な経費の財源に充てるため、事業者から負担金を徴収し、エリマネ団体に交付金として交付することができます。

流れ④：負担金の徴収と交付金の交付



負担金の徴収【法第17条の8】

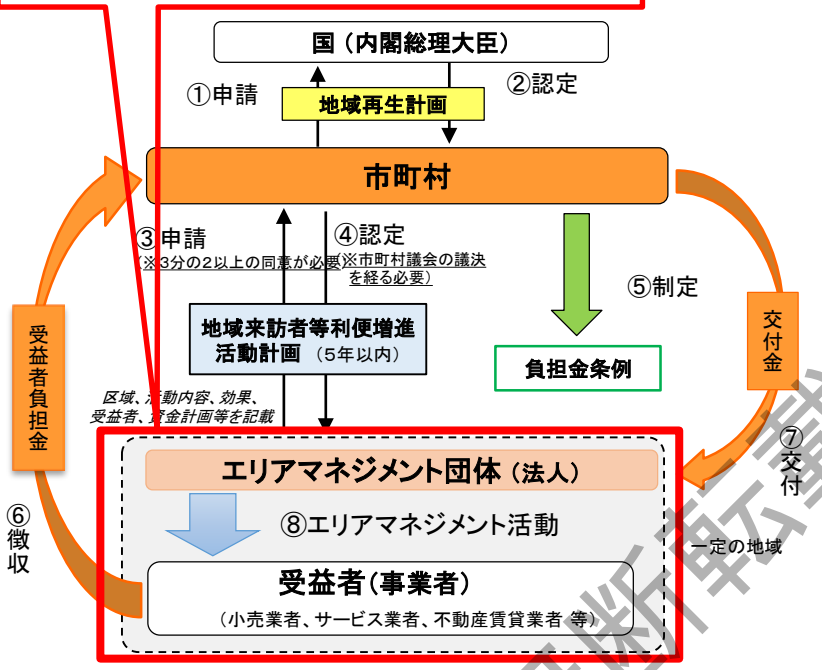
- 活動により受けると見込まれる利益の限度において、事業者から市町村が負担金を徴収可能。
- 事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法を条例で定める必要有。
- 督促を行った上で、地方税の滞納処分の例により徴収が可能。
- 負担金の収納の事務は、収入の確保及び負担金の徴収を受ける事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合には、私人への委託が可能。

交付金の交付【法第17条の9】

- 上記の負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、エリマネ団体に対し、活動計画に基づき実施されるエリマネ活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。
- 交付金の交付を受けたエリマネ団体は、計画期間が終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

○交付された交付金を原資にしてエリマネ団体はエリマネ活動を実施するとともに、市町村は、エリマネ団体の活動について監督することとなります。

流れ⑤: エリマネ活動の実施



※ 3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

事業者の請求による計画の認定の取消し【法第17条の11】

○市町村長は、事業者が**三分の一を超える受益事業者(※)の同意を得て**、活動計画の**認定の取消し**を請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。

※総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の三分の一を超える受益事業者の同意

監督等【法第17条の12】

○市町村長は、監督上必要があると認めるときは、エリマネ団体に対し、その活動又は会計の状況の**報告を求めることが可能**。

○市町村長は、事業者が、**十分の一以上(※)の同意を得て**、エリマネ団体の活動又は会計が法令又は活動計画等に違反する疑いがあることを理由としてエリマネ団体に対する**報告の徴収を請求**したときは、エリマネ団体に対し、その活動又は会計の状況について**報告を求めらる必要有**。

○市町村長は、上記の報告を求めた場合において、エリマネ団体の活動又は会計が**法令や活動計画等に違反している**と認めるときは、違反を是正するために**必要な措置をとるべきことを命ずることが可能**。

○市町村長は、エリマネ団体が上記の命令に従わないときは、活動計画の**認定を取り消すことが可能**。

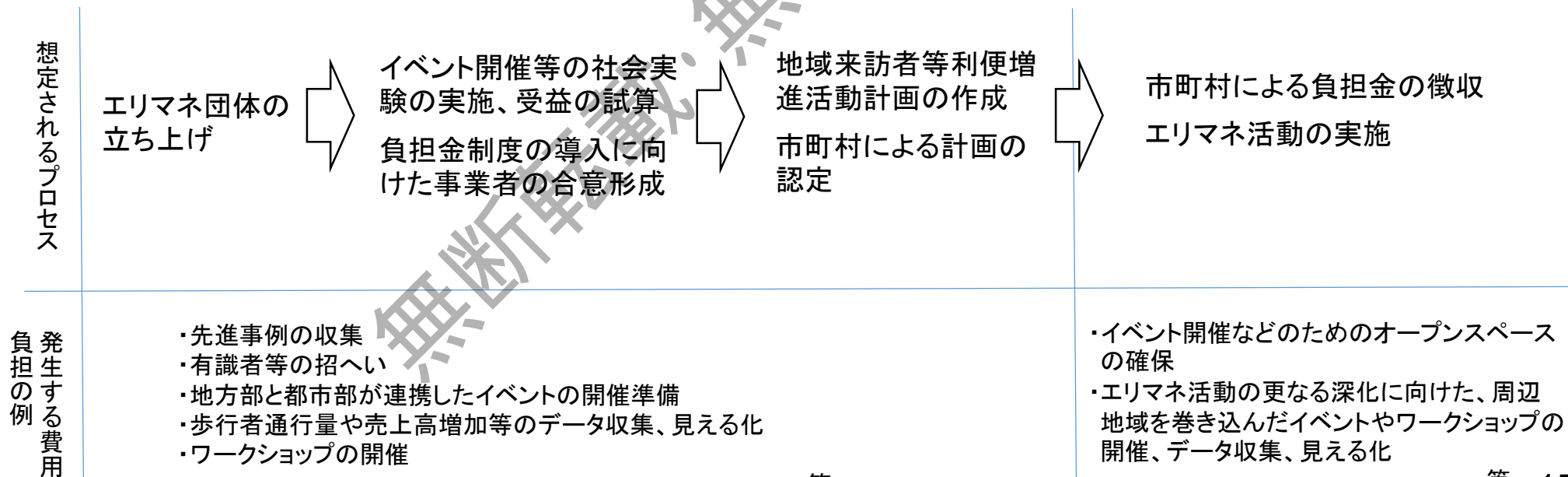
※総受益事業者の十分の一以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の十分の一以上となる受益事業者の同意

地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に向けた支援

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度の導入に当たっては、負担金の徴収の対象となる事業者の把握、事業者の合意形成、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及び認定といったプロセスを踏む必要。
- こうしたプロセスに要する費用負担を軽減し、制度活用を促進するため、地域再生エリアマネジメント負担金制度と地方創生推進交付金を併記した地域再生計画の申請を行った市町村については、当該申請を地方創生推進交付金の申請事業数の上限(市区町村4事業)の枠外(追加1事業まで)とする弾力措置を講ずる。
(単純な市町村の交付金申請本数の増加だけでなく、他部局と申請本数について調整が不要となるなど、事務作業の効率化が図られる)

【地方創生推進交付金】

- ・国から自治体に対し、事業費の2分の1を交付(2分の1の地方負担については、地方財政措置を講じる)
- ・市区町村の場合、交付上限額(事業費ベース)は、先駆タイプで4.0億円、横展開タイプで1.4億円



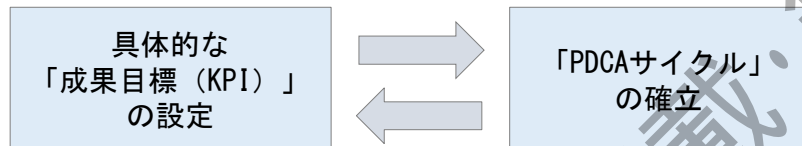
地方創生推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

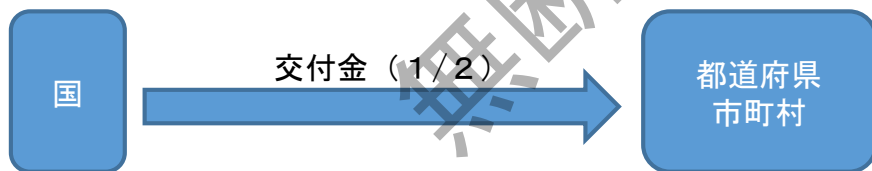
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引

例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度が全国各地で円滑に導入されるよう、エリアマネジメント活動に関する受益の算定方法について調査・分析を行うとともに、事業者の合意形成や自治体の条例制定の方法等を盛り込んだガイドラインを策定する。
(平成30年度に内閣府にて調査業務を実施)

【調査業務の内容】

(1) 一般的なエリアマネジメント活動の受益の算定

- ・ エリアマネジメント活動による受益に関する研究の収集
- ・ 海外のB I Dにおける効果、受益の定量的把握の手法等に関する調査

(2) 個別の地域におけるエリアマネジメント活動の受益の算定

- ・ 負担金制度を活用する意向のある地域（大都市、地方都市計3～5ヶ所程度）における、実際のエリアマネジメント活動による受益の算定

(3) ガイドラインの作成

- ・ 負担金制度の導入に当たって、事業者の合意形成、計画の作成及び認定、条例の制定や負担金の徴収等、負担金制度の導入に際し必要となる個々のプロセスでの具体的な手法や、市町村・エリアマネジメント団体が留意すべき事項を記載したガイドラインの作成

(4) 有識者会議の開催

- ・ 上記についての意見を聴くため、専門家10名程度から構成される有識者会議の開催（計4回程度を予定）

参考資料

無断転載・無断利用を禁ず

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

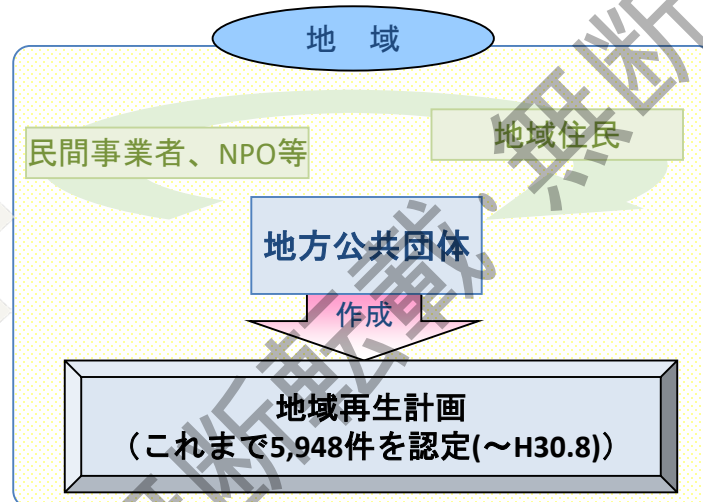
■ 地域再生法に基づく支援措置 (※印はH30年改正で創設・拡充)

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)
- ③ 企業版ふるさと納税
- ④ 地域再生支援利子補給金
- ⑤ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
- ⑥ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付
(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
- ⑦ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
- ⑧ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
(地域再生土地利用計画)
- ⑨ 「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」形成に係る手続の特例
- ⑩ 農林水産業振興・6次産業化の施設整備に係る農地
転用許可の特例(地域農林水産業振興施設整備計画)
- ⑪ 特定政策課題の解決に資する地方債の特例
- ⑫ 補助金等交付財産の目的外使用に係る承認の特例

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**(閣議決定)への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



計画申請は年3回
申請から3月以内に認定



- 平成17年の法制定以降、**7度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼应し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

地域再生法の一部を改正する法律

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。 ※地域再生法は平成17年に制定。地方創生の時代に入ってから4回目の大きな改正となる。

法案の概要

1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

【改正内容】

○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加

〈法改正以外の課税の特例の拡充内容〉

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

3. 商店街活性化促進事業の創設

○市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援【第17条の13、第17条の15、第17条の16】

○計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】
(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

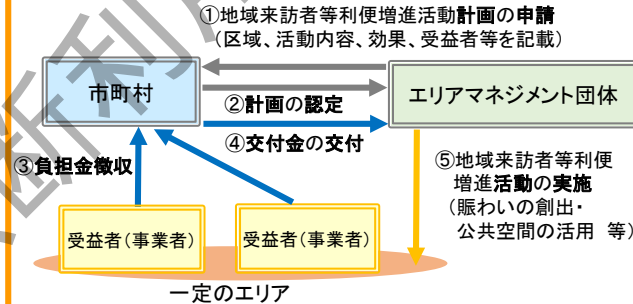
○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設
※BID…Business Improvement District

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)

【エリアマネジメント活動の例】

(第5条第4項第6号)



オープンスペースの活用



イベントの開催

○地域の賑わいの創出に寄与する施設(自転車駐輪施設、観光案内所等)を都市公園の占用許可対象に追加【第17条の10】

⇒フリーライダーの発生を 방지、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエリアマネジメント活動を促進

4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保

地域再生エリアマネジメント負担金制度関係条文

○地域再生法(平成17年法律第24号)(抄)

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 (略)

3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一～五 (略)

六 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者又は滞在者(以下この号及び第十七条の七第四項において「来訪者等」という。)の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であって特定非営利活動法人等(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社をいう。以下この号において同じ。)が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの(以下「地域来訪者等利便増進活動」という。)に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等(以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)に対して交付金を交付する事業に関する事項

イ 来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動

ロ 来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

七～十五 (略)

5 (略)

6 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

7 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

8～18 (略)

第七節 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

(地域来訪者等利便増進活動計画の認定等)

第十七条の七 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、内閣府令で定めるところにより、地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画(以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。)を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)の長の認定を申請することができる。

2 地域来訪者等利便増進活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域来訪者等利便増進活動を実施する区域
- 二 地域来訪者等利便増進活動の目標
- 三 地域来訪者等利便増進活動の内容
- 四 地域来訪者等利便増進活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度
- 五 前号の利益を受ける事業者の範囲
- 六 計画期間(五年を超えないものに限る。)
- 七 資金計画
- 八 その他内閣府令で定める事項

3 前項第七号の資金計画には、同項第五号の事業者(以下「受益事業者」という。)が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければならない。

4 第二項第三号に掲げる事項には、都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件であって政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設又は物件の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項を記載することができる。

5 第一項の規定による認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の三分の二以上であって、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の三分の二以上となる受益事業者の同意を得なければならない。

6 認定市町村は、第一項の規定による認定の申請があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域来訪者等利便増進活動計画を当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があったときは、受益事業者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該地域来訪者等利便増進活動計画について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

- 8 認定市町村の長は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該地域来訪者等利便増進活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 認定地域再生計画に適合するものであること。
 - 二 受益事業者の事業機会の増大又は収益性の向上及び第二項第一号の区域における経済効果の増進に寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 四 地域来訪者等利便増進活動により受益事業者が受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者が負担金を負担するものであること。
 - 五 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。
- 9 認定市町村の長は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経なければならない。
- 10 認定市町村は、前項の議決を経ようとするときは、第七項の規定により提出された意見書の要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。
- 11 認定市町村は、第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第八項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第十七条の十において同じ。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 12 認定市町村の長は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体(以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画(以下「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。
- 14 第三項及び第五項から第十二項までの規定は、前項の認定について準用する。

(負担金の徴収)

- 第十七条の八 認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画(前条第十三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができる。
- 2 前項の場合において、その受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める。
 - 3 第一項の負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない受益事業者があるときは、認定市町村は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
 - 4 前項の場合においては、認定市町村は、条例で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。
 - 5 督促を受けた受益事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、認定市町村は、地方税の滞納処分の例により、負担金及び前項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 6 延滞金は、負担金に先立つものとする。
 - 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。
 - 8 負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

(交付金の交付等)

- 第十七条の九 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。
- 2 前項の規定により交付金の交付を受けた認定地域来訪者等利便増進活動実施団体は、計画期間が終了したときは、遅滞なく、当該交付金について精算しなければならない。

(都市公園の占用の許可の特例)

- 第十七条の十 第十七条の七第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画が同条第八項の認定(同条第十三項の変更の認定を含む。)を受けた日から二年以内に、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第十七条の七第四項の施設又は物件の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

(受益事業者の請求による認定の取消し)

- 第十七条の十一 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が総受益事業者の負担する負担金の総額(次条第二項において「負担金総額」という。)の三分の一を超える受益事業者の同意を得て、第十七条の七第八項の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。
- 2 前項の規定により認定を取り消された地域来訪者等利便増進活動実施団体は、遅滞なく、第十七条の九第一項の規定により交付された交付金について精算しなければならない。
- 3 認定市町村の長は、第一項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(監督等)

- 第十七条の十二 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求めることができる。
- 2 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の十分の一以上又はその負担する負担金の合計額が負担金総額の十分の一以上となる受益事業者の同意を得て、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあることを理由として当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対する報告の徴収を請求したときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求めなければならない。
- 3 認定市町村の長は、前二項の規定により報告を求めた場合において、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反していると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が前項の規定による命令に従わないときは、第十七条の七第八項の認定を取り消すことができる。
- 5 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(※平成三十年六月一日に公布・施行)

(参考) 海外のB I D制度との比較

	アメリカ (ニューヨーク市)	イギリス	ドイツ (ハンブルク州)	日本(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
特徴	<p>公衆衛生の悪化や犯罪増加等の課題への対処を契機として開始された経緯から、clean & safeを第一の目的として活動しているケースが多い (NY市では、清掃は約9割、警備は約6割の地域で実施)</p>	<p>事業者の負担によって実施されるため、マーケティングやプロモーションなど、商業活性化に対する投資の側面が比較的強い</p>	<p>道路の歩行空間を拡張した敷石の設置等、街区管理という側面が比較的強い 判例法理により、税や分担金ではない、特別賦課金という形式を採用</p>	<p>地域の「稼ぐ力」を高め、「自助の精神」に基づく地方創生を実現する取組として位置付け</p>
同意水準	過半数	過半数(投票総数と負担金額)	申請時: 15%以上の賛成 公告縦覧手続時: 3分の1以上の反対が無い	3分の2以上
徴収の対象	不動産所有者	事業者(テナント)	不動産所有者	エリアマネジメント活動により利益を受ける事業者 (例: 小売業者、サービス業者、不動産賃貸業者等)
徴収の方法	資産税に上乗せして市が負担金を徴収	事業所税に上乗せして市が負担金を徴収	市が賦課金を徴収	市町村が負担金を徴収